

平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 旭有機材株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 孝二
(コード：4216 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部 総務部長 藤岡 剛之
TEL. 03-3578-6001

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の当社第 96 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。なお、東京証券取引所における売買単位は平成 29 年 9 月 27 日をもって 100 株に変更されることとなります。

(3) 変更の条件

本株主総会において、下記「3. 定款の一部変更」および下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を考慮して、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたします（以下「本株式併合」といいます）。

なお、本単元株式数の変更および本株式併合に伴い、当社株式の売買における投資単位（金額）は従前に比して 2 分の 1 の水準となります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日（実質上平成 29 年 9 月 29 日）をもって、平成 29 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	99,002,000 株
併合により減少する株式数	79,201,600 株
併合後の発行済株式総数	19,800,400 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月末日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	9,134 名（100.00%）	99,002,000 株（100.00%）
5 株未満所有株主	449 名（ 4.92%）	735 株（ 0.00%）
5 株以上所有株主	8,685 名（ 95.08%）	99,001,265 株（100.00%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満のみをご所有の株主様は、当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 194 条第 1 項および当社定款の定めにより、自己が有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すよう当社に対して請求することができます。また、同法 192 条第 1 項の定めにより自己の有する単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することも可能です。ご希望の株主様はお取引の証券会社または当社株主名簿管理人（特別口座管理機関）までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を 1 億 9,900 万株から 4,000 万株に変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更」により単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

なお、本変更は、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

(2)変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1 億 9,900 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>4,000 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 9 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 9 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。
(新 設)	(附 則) <u>第 1 条 第 6 条および第 9 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該変更の効力が発生した日をもって、削除するものとする。</u>

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

平成 29 年 5 月 15 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 22 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更の効力発生日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	発行可能株式総数の変更の効力発生日

以上